

## 合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月19日

### 基礎情報

都道府県・市名	広島県・庄原市（しょうばらし）
合併期日	平成17年3月31日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	庄原市中本町一丁目10番1号（旧庄原市）
人口（合併直近の国調）	45,678人（平成12年国勢調査）
面積	1246.6平方キロメートル
議員定数	26人（ただし、定数特例を適用し、当初4年は、33人）
関係市町村名	庄原市、西城町、東城町、口和町、高野町、比和町、総領町

### 関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	庄原市	21,370	243.55	18	28.5
	西城町	4,983	226.91	12	39.4
	東城町	10,330	304.92	12	36.1
	口和町	2,644	110.13	12	37.6
	高野町	2,417	159.18	10	35.1
	比和町	2,037	131.3	10	41.2
	総領町	1,897	70.61	8	39.9
合計	-	45,678	1246.6	82	-

### 関係市町村の財政状況

\*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	庄原市	11,882,951	1,953,550	4,252,619	過疎・低工・農振・特農山村	0.370
	西城町	4,757,178	347,816	2,070,985	過疎・電源・豪雪・農振・特農山村	0.169
	東城町	6,078,155	941,491	2,520,151	過疎・豪雪・農振・特農山村	0.296
	口和町	3,472,327	139,666	1,268,998	過疎・電源・豪雪・農振・特農山村	0.129
	高野町	2,821,721	141,639	1,355,885	過疎・電源・豪雪・農振・特農山村	0.119
	比和町	2,980,994	121,051	1,195,821	過疎・豪雪・農振・特農山村	0.134
	総領町	2,976,850	100,713	1,097,126	過疎・豪雪・農振・特農山村	0.112
合計	-	34,970,176	3,745,926	13,761,585	-	-

## 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年10月24日	解散年月日：平成17年3月30日
内容	平成15年10月24日 庄原市・比婆郡5町・総領町合併協議会を設置 平成15年10月29日 第1回 合併協議会 平成16年3月9日 1市6町で合併協定に調印 平成16年3月10日～19日 1市6町の各議会において、合併関連議案を可決 平成16年7月22日 総務大臣の告示 平成17年2月24日 第12回 合併協議会 平成17年3月31日 庄原市誕生	
住民発議について	無（住民発議による協議会は、不成立）	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度	
基本計画の主要項目	1. まちづくりの基本方針 情報共有 自律・挑戦 協働・補完 評価・効率 個性・連携  2. まちづくりの方向 (1) 分権・自治の確立 (2) 定住環境の充実 (3) “安心”環境の充実 (4) 教育・学習環境の充実 (5) “働く場”の創出	
旧市町村庁舎の利活用	旧庄原市役所 新庄原市役所 旧5町の役場 新庄原市役所支所	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 33名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： -年-ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：32.5万円（議長、副議長等を除く。）	
地域審議会の設置について	有	
内容	(1) 新市建設計画の変更に関する事項 (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項 (3) 新市の基本構想、各種計画の策定・変更に関する事項 (4) 予算編成の際の事業等に関する要望 (5) その他市長が必要と認める事項 委員 1審議会あたり15人以内	
地方税に関する特例	有	
内容	(法人等の市民税の特例) 合併の日から平成20年3月31日までに終了した事業年度分までの法人等の市民税の法人税割の税率は、合併前の条例の例による。 2 前項の法人税割は、合併前の区域の全区域内において、1事業所の場合に適用し、2区域以上にまたがって2事業所以上を有する場合は、当該関係区域のうち最も高い区域の税率を適用する。 (固定資産税の特例) 第4条 固定資産税の地方税法第351条の適用は、平成17年度分に限り、合併前の区域ごとに行うものとする。 2 合併前の庄原市、東城町又は総領町における固定資産税の地籍調査に係る課税面積は、合併前条例の例による。 (軽自動車税の特例) 合併前の庄原市の農耕作業用車の軽自動車税は、合併の日から平成19年度分までは課さない。 (入湯税の特例) 合併の日以後の入湯税の税率は、合併前の条例の例による。	
合併特例債発行限度額（億円）	222.3億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め<b>10項目</b>ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併の期日・・・平成17年3月31日</li> <li>2 新市の名称・・・庄原市</li> <li>3 新市の事務所の位置・・・庄原市役所の位置 町役場の位置に支所を置く。</li> <li>4 財産及び債務の取り扱い・・・比和町の山林で財産区を設置し、他はすべて新市へ引き継ぐ。</li> <li>5 事務組織及び機構の取り扱い・・・部を設置し部長を置く。「部」「課」「係」を基本とする。</li> <li>6 議会の議員の定数及び任期の取り扱い・・・定数26人 当初4年は選挙区設置(定数特例各選挙区1増の33人)</li> <li>7 農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い・・・在任特例を適用 選挙区を設置</li> <li>8 地方税の取り扱い・・・軽自動車税、法人税及び入湯税について特例を適用</li> <li>9 使用料、手数料等の取り扱い・・・施設使用料は、現行のとおり。手数料は統一</li> </ol>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別職の報酬額(報酬審議会で検討)</li> <li>2 入湯税の取り扱いの統一時期</li> <li>3 公社・第3セクター及び市立病院の運営</li> <li>4 施設使用料の見直し</li> <li>5 公共的団体等の連合化、統合化</li> <li>6 団体への運営補助金の見直し</li> <li>7 自治振興区の整備</li> <li>8 生活交通バスの運行方法、内容、費用負担等</li> <li>9 霊柩車事業の取り扱い</li> <li>10 建設計画の推進にかかる財源確保</li> </ol>